

イノシシの保護・管理に関する今後の検討の方向性

1. これまでの取り組み、動き

(1) イノシシの保護・管理に関する検討会におけるこれまでの取り組み状況

平成 24 (2012) 年度のイノシシ保護・管理に関する検討会において、イノシシの保護管理に関する重要課題と対応の方向性についてとりまとめた (参考資料 6)。これに基づき、イノシシの保護・管理に関するレポート等で各テーマに関する検討を行ってきた (表 1)。

表 1 イノシシの保護・管理に関するレポートのテーマ

年度	テーマ
平成 25 (2013)	個体群管理に関する方針
平成 26 (2014)	分布拡大初期における対応
平成 27 (2015)	市街地出没への対応

(2) 環境省主催の特定鳥獣の保護・管理に係る研修会

平成 27 (2015) 年度の都道府県担当者等を対象とした特定鳥獣の保護・管理に係る研修会では、これまでにイノシシの保護・管理に関するレポートでとりまとめた内容を主なテーマとして研修を実施した。

(3) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

平成 25 (2013) 年度に環境省と農林水産省が発表した抜本的な鳥獣捕獲強化対策では、当面の目標として、ニホンジカとイノシシについて 10 年後 (平成 35 (2023) 年度) までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね 5 年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直しを行うこととしている。イノシシについては現状の 88 万頭 (平成 23 (2011) 年度推定値) から平成 35 年度に 50 万頭まで減少させることを目指し、平成 23 (2011) 年度において自然増加数を上回る捕獲 (39 万頭) が行われていると考えられることから、同程度以上の捕獲を全国で行うことを目標としている。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業

イノシシを対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画が策定され、事業が実施されている。参考までにいくつか表 2 に示す。

表 2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の主な目的

都道府県	主な目的
福島県	捕獲数の不足への対応
栃木県	効果的な捕獲の実証的な実施
千葉県	イノシシの生息域の縮小または拡大防止

2. イノシシの保護・管理に関する検討会における今後の検討の方向性

イノシシの保護・管理の取り組み方法は、しばしばニホンジカの保護・管理と混同されることがあるが、それぞれの生態的特性から、被害対策の方法やモニタリング手法など様々な点で異なる。イノシシによる主な被害は農業被害であることから、保護・管理の目標は農業被害低減であり、農地の適切な被害防除を進めることが重要である。また、捕獲については、森林における密度管理を目的とした捕獲ではなく、農業被害防除を念頭に置いた適切な被害個体の除去を行う必要がある。

今後、抜本的な鳥獣捕獲強化対策に関し、進捗状況の確認と必要に応じて見直しが行われることから、これまで行われてきた様々な事業、施策やモニタリング結果等について、実施状況、事例、保護・管理の考え方や目標設定・計画策定等の整理を進め、イノシシの保護・管理において今後推進すべき施策等に関する検討を行う。